

パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス等

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問合せ先
救急	救急搬送証明書の交付	救急自動車で医療機関等に救急搬送された事実についての証明書の交付を、本人の代わりにパートナーが申請できる。	要	福山地区消防組合・府中消防署 TEL:0847-43-7183 FAX:0847-43-6661
高齢者福祉	介護サービス契約	介護サービス利用に際し、本人の代わりにパートナーが契約できる。	要	介護保険課・長寿さぼ〜と係 TEL:0847-40-0223 FAX:0847-45-5522
	緊急通報システム事業	自宅での急病や事故などの緊急時のための通報機器(あんしん電話)等について、本人の代わりにパートナーが申請できる。	要	介護保険課・長寿さぼ〜と係 TEL:0847-40-0223 FAX:0847-45-5522
障害者福祉	身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免	下記に該当する場合、申請により減免する。 身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等(当該障害者の方と生計を一にするパートナーが所有する軽自動車等を含む)で、当該障害者の方のために生計を一にするパートナーが運転するもの。 ※軽自動車等の使用目的や障害の程度等一定の要件を満たす場合に限る。	要	税務課・市民税係 TEL:0847-43-7121 FAX:0847-46-3450  福祉課・地域福祉係 TEL:0847-43-7148 FAX:0847-45-3206
暮らしその他	市営住宅の入居	市営住宅へ入居できる。 ※所得要件など、全ての入居条件を満たす場合に限る。	要	都市デザイン課・住宅政策係 TEL:0847-43-7156 FAX:0847-46-1535
	三世代同居・近居支援	小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいるパートナー関係にあるお二人が、その親世帯の近くへ住み替える費用を助成する。 ※ただし、同一世帯で、世帯主である子どもの親が申請者となり、かつその親世帯の近くに引っ越す場合のみ。	要	都市デザイン課・住宅政策係 TEL:0847-43-7156 FAX:0847-46-1535
	犯罪被害者等見舞金	犯罪被害者等見舞金の申請について、パートナーが申請できる。	要	総務課・地域活力創生チーム TEL:0847-43-7212 FAX:0847-46-3450